

国民健康保険加入者の皆さんへ 国保税の納税通知書を発送します

市は、国民健康保険の加入世帯に対し、7月中旬に25年度国民健康保険税納税通知書を送付します。内容を確認の上、記載の納期限までに納付してください。

■25年度国民健康保険税率（24年度と同じです）

	所得割	均等割 （1人当たりの額）	平等割 （1世帯当たりの額）	○所得割・・・ 前年の総所得から33万円を控除した額に乘じる割合 ○均等割・・・ 国保に加入している家族1人当たりが定額で負担する税額 ○平等割・・・ 1世帯当たりが定額で負担する税額
医療分	9.05%	20,700円	27,200円	
支援分	3.22%	7,000円	9,200円	
介護分	2.46%	7,100円	6,400円	
基礎控除額 330,000円				

○課税限度額 医療分 510,000円 支援金分 140,000円 介護分 120,000円

○介護分は40歳から64歳までの人が対象です

【25年度の改正点】

国民健康保険の被保険者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合は、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化します。そのほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1を減額する現行措置に加え、その後

に3年間は4分の1を減額します。
※特定世帯・・・国保2人世帯で1人が後期高齢者医療制度に移行し、もう1人が国保に残った世帯
【軽減制度について】

倒産、解雇などで離職し、一定の要件を満たしている人を対象とした国保税の軽減制度を行っています。既に特例対象被保険者等申告を済ませた人は、前年の給与所得を100分の30として算定します。軽減措置を受けるためには、市への申告が必要です。詳しくはお問い合わせください。軽減の内容は次のとおりです。

国民年金保険料の免除申請はお済みですか

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や若年者（30歳未満）納付猶予制度を利用できます。

保険料の免除や納付猶予の承認を受けずに保険料を納めないと、障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金など

◇対象 職業安定所が発行する雇用保険受給資格者証の記載内容で次の①～③の全てに該当する人

①離職年月日が21年3月31日以降

②離職年月日の年齢が65歳未満

③離職理由が次のいずれかの人

・特定受給資格者（例：倒産や解雇など事業主都合離職）〔離職コード11・12・21・22・31・32〕

・特定理由離職者（例：雇用期間満了などの離職）〔離職コード23・33・34〕

◇申告受付窓口 本庁税務課または健康増進課、各総合支所国保担当課

◇持ち物 世帯主の印鑑と雇用保険受給資格者証

◇軽減 対象者の国保税算定と軽減判定に使用する前年の給与所得を100分の30として計算。対象期間は最長2カ年度

■問い合わせ 本庁税務課諸税係（内線336～338）

を受けられない場合があります。

下表のとおり申請を受け付けています。国民年金保険料の納付状況を確認の上、申請漏れのないようにお願いします。

■問い合わせ・申請先 本庁市民課国民年金係（内線137）、各総合支所市民環境課

免除・納付猶予対象年度	申請受付期間	審査対象所得	審査対象者
平成24年度 （24年7月～25年6月）	24年7月1日～ 25年7月31日	23年中の所得	申請者本人、配偶者、世帯主
平成25年度 （25年7月～26年6月）	25年7月1日～ 26年7月31日	24年中の所得	

食は健康の基本

食生活改善推進員養成講座の受講者募集

市は、地域での食育や食を通じた健康づくり活動に取り組む食生活改善推進員を養成する講座の受講者を募集します。食生活を基本とした健康づくりに関心のある人は誰でも受講できます。地域で健康づくり活動をはじめるきっかけにしませんか。

■対象＝市内在住で全6回の講座に参加可能で受講後は市の食生活改善推進員としてボランティア活動に参加できる人
■定員＝30人（先着順）
■応募期間＝7月18日（困）～8月5日（団）
■参加費＝1,100円（テキスト代）
■問い合わせ・申込先＝本庁健康増進課健康づくり係（内線832）、各総合支所健康福祉課

回	主 な 内 容	場 所	開催日	時 間
1	開講式・講義 「生活習慣病の実態と健康づくりの重要性」	江刺生涯学習センター	8月30日（困）	午後1時半～4時40分
2	講義・実技 「食品衛生と食環境」、運動体験	胆沢区健康増進プラザ 悠悠館	9月20日（困）	午前9時半～正午
3	講義・調理実習 「栄養の基礎知識」「年代別食育と献立作成」	水沢保健センター 江刺保健センター	10月3日（困） 4日（困）	午前9時半～午後1時 午後1時～4時半
4	講義・調理実習 「食品成分表と献立作成」	水沢保健センター 江刺保健センター	10月16日（困） 17日（困）	午前9時半～午後1時 午後1時～4時半
5	講義・調理実習 「子どもから高齢期までの口の健康」	水沢保健センター 江刺保健センター	10月30日（困） 11月1日（困）	午前9時半～午後1時 午後1時～4時半
6	講義・閉講式 「食事バランスガイドの活用」	市役所講堂	11月8日（困）	午前9時半～正午

本年度から父子家庭のお父さんも対象に

父子・母子家庭の支援制度を活用ください

市は、母子家庭の母の就労に係る資格取得を支援する各種助成制度を拡充し、本年度から父子家庭の父も対象としました。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 本庁子ども・家庭課家庭福祉係（内線234）

＜母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業＞

指定の資格を取得する間、生活の支援として2年を上限に、給付金を支給

◇対象者（次の①～④の全てに該当する人）

①20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父、または母子家庭の母で、児童扶養手当を受給しているか、同様の取得水準にある②看護師、介護福祉士、保育士などを養成する機関で2年以上の教育課程の修了と資格の取得が見込まれる③過去にこの訓練促進費などを未受給④他制度で同様の給付を受けることができない

◇支給期間

○高等技能訓練促進費 全修業期間（上限2年）

○入学支援修了一時金 修了後

◇支給額 ※（ ）内は市民税非課税世帯

○高等技能訓練促進費 月額70,500円（100,000円）

○入学支援修了一時金・・・25,000円（50,000円）

◇その他

支給期間および支給額はいずれも25年4月1日から26年3月31日までに修業を開始した場合

＜母子家庭等自立支援教育訓練給付金＞

就業に役立つ資格取得のために指定講座を受講した場合の受講料の一部を支給※受講前の事前相談が必要（既に受講開始のものは対象外）

◇対象者（次の①～③の全てに該当する人）

①20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父、または母子家庭の母で、児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある②過去にこの給付金を未受給③雇用保険法の教育訓練給付を受けることができない

◇支給額 受講料などの2割相当額（上限10万円、4千円未満は対象外）